行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	保健・疾病対策課	整理番号	2–1
許認可等の種類	特定医療費の支給認定				
根拠法令条例 等·条項	難病の患者に対する医療等に関する法律第7条				
許認可等の概要	難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する特定医療費の給付を受けるための 申請に基づく認定				
審査基準(未設定の場合はその理由)	【参考】 ・難高所の ・難第道場の ・強にあれる。 ・難第原合病 ・一とされる。 ・一数の ・一数の ・一数の ・一数の ・一数の ・一数の ・一数の ・一数の	する医療等に関する医療等請に関する医療を開かります。 第1項のを関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を	ではなれているためでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	者が、次の各号のは、支給認定を行うで会の意見を聴いている基準に該当する。 会の意見を聴いている基準に該当する。 会別では、 会別はでは、 会別は、 会別は、 会別は、 会別は、 会別は、 会別は、 会別は、 会別	たのとする。 に定める程度であるとき。 病に係る医療に の額が33,330円を 内に既に3月以 るものであることと
基準の制定根拠	_				
標準処理期間(未設定の場合はその理由)	未設定(医療機関 設定が困難)	等に追加の情報を	を照会する場合があ	あり、相手方の対応	が状況に依るため
期間の制定根拠	_				